

山梨県環境影響評価等技術審議会議事録概要

日時：令和6年1月31日（水）

会議出席者

<出席委員>

坂本委員、石井委員、岩田委員、北原委員、後藤委員、小林（富）委員、  
小林（拓）委員、佐藤委員、芹澤委員、高木委員、湯本委員

<事業者>

富士・東部広域環境事務組合 郷田事務局長、滝口参与  
建設課 宮下課長、小俣課長補佐

株式会社環境技術センター 事業本部 味澤部長  
事業本部 計画課 西川課長代理、堂山氏

<事務局>

山梨県環境・エネルギー一部大気水質保全課

中川課長、小野総括課長補佐、日高大気水質指導監、樋川課長補佐、渡邊主査、  
伊藤副主査、本田主任

## 次第

- 1 開 会
- 2 議 事
  - 議題1 会長の選任等について
  - 議題2 富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業に係る方法書について
- 3 その他
- 4 閉 会

## 配布資料

山梨県環境影響評価等技術審議会委員名簿

### 【議題2】

- 資料 1 事業概要と方法書手続について
- 資料 2 事業者説明資料

## 1 開会

(司会 小野総括課長補佐)

委員の皆様には、御多用中のところ御出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。私は、本日司会を務めさせていただきます、大気水質保全課の小野と申します。よろしく願いいたします。では初めに、大気水質保全課長の中川から御挨拶を申し上げます。

(事務局 中川課長)

環境・エネルギー一部大気水質保全課の中川でございます。本日はお忙しいところ、山梨県環境影響評価等技術審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

久しぶりの審議会となりますが、本日は、新しい任期最初の審議会ということで、会長の選任、及び、富士・東部地域一般廃棄物処理施設方法書手続の2つの議題を予定しております。

環境影響評価手続は、環境に大きな影響を及ぼす事業の実施に先立ちまして、事業が環境へ及ぼす影響を事前に調査・評価し、その結果を事業に反映させるためのもので、本県のすばらしい自然環境、良好な生活環境の保全を図る上でなくてはならない制度でございます。

また、本日の議題となっております、富士・東部地域の一般廃棄物処理施設につきましては、方法書手続の第1回目ということで、今後、数年がかりで行われる環境影響評価の最初の審議会となります。

本日は、まず、事業者から説明を受け、その後、質疑や意見交換をお願いすることとなります。知事は本日の審議内容等を踏まえ、事業者に対し、環境保全の見地から意見を述べることとなりますので、委員の皆様方におかれましては、限られた時間ではございますが、幅広い観点から御審議をいただけますようお願いいたします。

(司会 小野総括課長補佐)

それでは議事に入ります。まず、審議会の開催要件の可否について、御報告いたします。本日の出席状況は、15名の委員のうち、会場に8名、Webの会議システムで2名、合計10名の御出席をいただいております。2分の1以上の出席が得られましたので、条例第47条第11項の規定に基づき、本審議会が成立していることを御報告いたします。

続きまして配布資料の確認を行います。次第・席次表、委員名簿、資料1、カラー印刷の資料があるかと思いますが資料2でございます。不

足がある場合は、事務局までお申し出ください。よろしいでしょうか。

では、傍聴人の皆様につきましては、受付時に配布した傍聴券に記載の、「傍聴の心得」を御覧いただきまして、心得に沿って傍聴願います。

なお、本日、審議会の記録のために、審議の途中で写真を撮影する場合があります。また、今回の会議は、対面とWeb会議システムを併用して開催しております。議事録作成のため、会議の内容については、録音をさせていただきます。誠に恐縮ですが、発言の際は必ずマイクを使用して、大きな声でお願いいたします。また、発言の都度お名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

本審議会につきましては、昨年度の12月14日に任期満了となり、現任期になって初めての審議会となります。改めて、委員の皆様を紹介させていただきます。お手元の席次表の順に紹介させていただきます。

まず、左側から石井信行委員。岩田智也委員。小林富一郎委員。小林拓委員。右側に移りまして、坂本康委員。佐藤文男委員。芹澤如比古委員。湯本光子委員。続きましてWebの参加者ですが、北原正彦委員。後藤聡委員。高木直樹委員におかれましてはこれから出席される予定となっております。

なお、本日、欠席されている委員がおります。参考までに、伊藤英幸委員、杉山憲子委員、箕浦一哉委員、田中章委員です。

また、小林拓委員、芹澤委員、北原委員には、今回より新たに就任していただいております。

## 2 議事

### 議題1 会長の選任等について

(司会 小野総括課長補佐)

それでは、次第に従いまして、議事に入ります。

本審議会の議長は、条例第47条第10項の規定により、会長があたることとなっているため、会長を選任する必要があります。会長が選任されるまでの間、事務局が進行を執り行わせていただくことを、御了承ください。会長の選任につきましては、条例第47条第7項の規定により、委員の互選となっております。

どなたか、御提案はございませんか。

はい、湯本委員。

(湯本委員)

事務局の方で何か案がありましたら、よろしく願います。

(司会 小野総括課長補佐)

ただいま湯本委員から、「事務局から案を」という御提案がありました。皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは事務局から提案をお願いします。

(事務局 樋川課長補佐)

事務局といたしましては、これまでも会長をお願いしております、坂本委員に引き続き会長の職をお願いしたいと考えております。

(司会 小野総括課長補佐)

ただいま事務局から、坂本委員に会長の職をお願いしたいという提案がありました。皆さんいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。よろしければ拍手をもって御賛同をお願いいたします。

ありがとうございます。ただいま御賛同いただきましたので、坂本委員には会長の職をお願いいたします。坂本会長は、会長席に移動をお願いいたします。

それでは、坂本会長から、改めて御挨拶をいただきたいと思えます。

(坂本会長)

坂本です。引き続き会長ということで努めて参りますので、よろしく御協力ください。今回、3人の新任の方がいらっしゃるのので、改めて会議の仕事内容みたいなものを簡単に申したいと思えます。

環境影響評価では、環境影響評価法と県の環境影響評価条例がありまして、それに関わる案件が種類と大きさ等で明文化されています。それについて、いくつかの書類を県に提出することになっています。県としては、それに対して、県の意見にあたる知事意見を出すことになっています。その知事意見の元になるのが、この審議会での審議内容ということになります。この審議会での審議内容を参考として、県庁内の調整会議があり、その上で知事の決裁を経て、知事意見が出されるという手順になっています。というわけで、最終的な責任は知事ということで、この審議会はその知事意見のための参考として意見を述べるものです。そういう面で、何かを忖度することはなく、皆さんに自由に発言いただいて、それを受けた上で、県で意見を検討していただくということになります。環境影響評価の制度は、法と条例があるのですが、この審議会を

通じて「制度そのものも十分でない」という理解を、続けている委員の方は持っていると思います。そういうことで、私どもはその制度の枠を忖度する必要は、私はないと思っていますので、その制度の枠を超えた意見もどんどん発言していただいで結構だと思っています。それを知事意見に反映するかどうかというのは、県の判断ということです。今までも、附帯施設についてや他にも沢山、制度的に難しかったことがあるので、この委員会としては、意見があれば発言して、議事録に残すというふうにしていきたいと思っています。

それでは、皆様、御協力よろしく願いいたします。

(司会 小野総括課長補佐)

ありがとうございました。

続きまして、会長の職務代理者の選任を行います。職務代理者につきましては、条例第47条第9項の規定により、あらかじめ会長が指名する委員があたることとなっております。

坂本会長、職務代理者の指名をお願いいたします。

(坂本会長)

私に次いで長く、前の任期でも副会長を務めていただきました、山梨大学の石井委員をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(司会 小野総括課長補佐)

ただいま、坂本会長から石井委員を会長の職務代理者として指名がございました。石井委員につきましては、職務代理者の職をお願いいたします。

それでは、条例第47条第10項に基づき、改めて坂本会長に、議長として議事の進行をお願いいたします。

(坂本会長)

それでは、議事を進行させていただきたいと思います。1年ほど、この審議会が開催されなかったのですが、先ほどの、課長の話にもありましたように、これから案件が中部横断自動車道や、今日の案件等とありまして、忙しくなると思いますので、よろしく願いします。

それから今日は、終わりが3時と指定されておりますので、それまでに終わるように御協力お願いいたします。後で説明がありますが、方法書については、もう1回の審議がありますので、それを念頭に置いて今日の

ところは、3時まで終わるよう御協力をお願いします。

案件の審議に入ります前に、本審議会の運営方法について確認をお願いします。なお、この部分は、毎回同じ内容を説明させていただいております。

本審議会については、平成17年7月8日の技術審議会において御議論いただきましたとおり、制度の主旨である『公平性・透明性』を確保するため、審議そのものについても、広く公開する中で行うことが必要であることから、動植物の希少種や個人情報に係る部分を除いてすべて公開とする。議事録については、発言者名を含む議事録を公開する。ということをお願いいたします。

以上、御協力をお願いいたします。

## 議題2 富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業に係る方法書について

(坂本会長)

それでは議題2に入らせていただきます。

議題2の「富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業に係る方法書」について、事務局と事業者から説明いただいた後、質疑応答・意見交換を行います。この時間内で収まらなかった意見等は、最後に連絡がありますが、文書で事務局にお送りいただくということになると思います。

まず、事務局から御説明をお願いします。

(事務局 樋川課長補佐)

大気水質保全課の樋川でございます。「資料1 事業概要と方法書手続について」を御覧ください。今回、方法書手続の対象となる事業は、「富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業」です。事業者は、地元市町村により構成された「富士・東部広域環境事務組合」です。条例第2分類事業、「ごみ焼却施設の設置」事業に該当します。環境影響を受けると考えられる地域は、富士吉田市及び西桂町となります。方法書手続は、環境アセスメントを行う項目の選定や、調査・予測・評価の手法についての考え方を取りまとめた書類、これは方法書と呼びますが、これを作成・公開するとともに、対象地域において説明会を開催することなどにより、住民や関係市町村長、知事などから意見を聴く手続とな

ります。事業者はこれらの意見に配慮して、環境影響評価項目や調査手法等の再検討を行うこととなります。

手続の流れはページ下の図の通りとなっており、詳細な説明については割愛させていただきますが、今回の会議は、⑥知事意見前の技術審議会となります。

裏面を御覧ください。本件方法書手続に係るスケジュールとなります。事業者による方法書の縦覧は、昨年11月1日から11月30日まで実施されました。そして12月20日には、事業予定地の現地視察を開催させていただきました。12月22日に事業者から県に県民意見の概要等が送付されましたが、県民等の意見はございませんでした。また、富士吉田市長及び西桂町長へも意見照会を行いました。両者とも意見はございませんでした。方法書手続では、知事は技術審議会の意見を聞いた上で、事業者から送付された意見概要書の受領後90日にあたる3月21日までに、環境保全の見地から知事意見を事業者に通知することとなります。

今後の進め方ですが、本日はこれから事業者から方法書について説明がございますので、方法書の内容について御審議いただきます。会議が終わりましたら、本日の審議で出された意見を集約し、知事意見の素案を作成しますので、次回審議会にて、作成した知事意見の素案について御審議いただきたいと思います。

以上で、資料1の説明を終わります。

(坂本会長)

ありがとうございます。引き続き、事業者から説明をお願いいたします。先ほど申しましたように、終わりが3時と限られていますので、30分程度で簡潔にお願いしたいと思います。

(富士・東部広域環境事務組合 郷田事務局長)

事業者の「富士・東部広域環境事務組合」でございます。私は組合事務局長を仰せつかっております郷田と申します。どうぞよろしく願いいたします。着座で説明させていただきます。

私からは事業の概要について、方法書の内容につきましては、コンサルタント業務委託業者であります「㈱環境技術センター」から御説明させていただきます。

では、事業の概要について、配布資料を基に説明させていただきます。本組合は、ごみ処理施設の設置及び管理並びにこれに附帯する事務を共

同処理する事に特化した一部事務組合でございまして、令和4年2月に設立をいたしました。まず、表紙に構成市町村、4市2町6村の自治体名及び令和5年3月末の住基人口 171,684人となります。

1 ページをお願いします。組合のこれまでの経緯ですが、令和3年4月 構成12市町村による任意協議会を設置し、一部事務組合設立等の準備をすすめました。令和4年2月 富士・東部広域環境事務組合を設立。令和5年7月には、地元説明会を開催しております。令和5年11月には、環境影響評価方法書の公表を行い、併せて、環境影響評価方法書の説明会を2か所で行っております。また、この縦覧、説明会での意見等の提出はありませんでした。

2 ページをお願いいたします。事業計画の概要といたしましては、今回の事業者の名称は「富士・東部広域環境事務組合」、事業の名称は、「富士・東部広域環境事務組合 一般廃棄物処理施設整備事業」となります。対象事業の種類は、廃棄物処理施設の設置となります。

事業の規模といたしましては、ごみ焼却施設では、可燃ごみ・可燃性粗大ごみの処理を行います。日量219トンから225トン。この6トンの差は、導入する処理方式によって変動をいたします。なお、この処理規模には災害廃棄物の処理分も含めた規模としているところがございます。リサイクル施設は、粗大ごみ、不燃ごみ、不燃性粗大ごみを日量26.7トン、資源ごみを日量17トン、合わせて43.7トンの処理を行っていきます。また、有害ごみ・危険ごみにつきましては、分別回収後ストックし、専門業者に処理を委託することを見込んでおります。

ごみの処理方式につきましては、可燃ごみについては、発生する可燃ごみなどを適正に処理できる信頼性の高い方式、並びにエネルギーの有効利用や資源化性の高い方式を採用すべく、現在検討をしているところがございます。粗大ごみ、不燃ごみ、不燃性粗大ごみにつきましては、破碎及び選別した後、鉄やアルミ等は資源化し、それ以外は最終処分または処理方式によっては、熔融をいたして参ります。いずれの処理方式においても、発電を想定しておりますが、12市町村分のごみを集約させるに伴う発電量の増加など、いわゆるスケールメリットを見込んでおります。また、発電した電気については、原則、売電することにより、施設稼働後の維持管理費の軽減ができるよう有効的に利用し、その選定について検討を行っているところがございます。

3 ページをお願いいたします。ごみ処理広域化の経緯ですけれども、構成12市町村は、現在、山中湖クリーンセンター、富士吉田市環境美化センター、まるたの森クリーンセンター、上野原市クリーンセンター

の4つの施設でごみを処理しております。それぞれの施設においては、老朽化や地元との協定による使用期限の定めなどの課題があり、それぞれ新たなごみ処理施設の建設に向けて取り組みを進めていたところでもあります。

この取り組みを進める中で、ごみの発生抑制やリサイクルの推進、ダイオキシン類の削減、スケールメリットを活かした公共コストの削減が見込めるとともに、山梨県ごみ処理広域化計画の方向性にも合致することから、構成市町村間で協議した結果、新たに整備するごみ処理施設を1ヶ所に集約し、共同してごみ処理を行うとともに、令和14年4月までに開始することに合意し、本組合を設置し、事業を進めているところでございます。

4ページをお願いいたします。ごみ処理広域化の経緯ですけれども、県のごみ処理広域化計画においては、本組合は青色の地域でありますけれども、県の東部に位置し、北は埼玉県、東は東京都と神奈川県に、南は静岡県に接する12の市町村を構成市町村としております。

5ページをお願いいたします。対象事業実施区域の航空写真となります。西桂町小沼米倉地区で、青線で囲ってあります土地であり、赤色の線が市町の境界となります。中央自動車道富士吉田西桂スマートインターチェンジの東に位置し、中央自動車道と、一級河川の桂川に囲まれた、西桂町小沼、一部富士吉田上暮地内の農地や山林を含めた約4ヘクタールを事業地としております。

6ページをお願いいたします。配置、動線計画ですが、事業地は、南西側が高く、北東側が低い高低差があり、この高低差も考慮し、配置計画を検討しております。

基本的な考えとしては、高低差を利用し、ごみ焼却施設、リサイクル施設を別棟とし、煙突を桂川側に配置し、景観に配慮した配置とすることで検討を進めております。

また、西桂町側、富士吉田市側の東西2方向の搬入路を整備し、周辺道路が混雑しないように配慮することで、搬入車両が集中する傾向がある年末年始や連休前後の搬入車両の分散化を図るために、受け入れ体制や搬入車両の平準化などについて、現在検討をしております。

また、事業地は、上下水道が整備区域外のため、整備されておられません。このため地下水を利用することになりますが、施設のプラント内で生じた「プラント排水」については、施設内で再利用することにより施設外には排出いたしません。ただし、給湯室やトイレから出る生活排水については、合併浄化槽で処理した後に、桂川へ放流をいたします。

7、8ページをお願いいたします。施設の建物の立面想定図となります。施設の建物について、ごみ焼却施設219トンの規模で想定し、縦横約94メートルと、55メートル、高さ約36メートルで、煙突の高さ59メートルを見込んでおります。また、リサイクル施設43.7トンの規模で、縦横約78メートルと56メートル、高さ約22メートルを見込んでおります。

9ページをお願いいたします。事業スケジュールですけれども、令和4年度より本格的に業務を開始し、今年度は基本計画の策定、用地の測量調査、令和6年度には基本設計などを予定しております。環境影響評価につきましては、令和5年度に開始し、4年間をかけて、令和8年度までを予定しております。令和7年度より施設の発注に向けた事業者の選定を開始し、その後、令和9年度から事業地を造成、ごみ処理施設の建設を行い、令和14年4月からの供用開始を目指しております。

以上、ざっぱくではありますけれども、事業概要の説明とさせていただきます。ここで説明員を交代いたします。

(株式会社環境技術センター 味澤部長)

ここからは、環境影響評価業務の委託を受けております、株式会社環境技術センターより説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

11ページを御覧ください。御説明する内容は御覧の通りです。1番から4番まで順を追って説明します。

12ページをお願いします。周辺の地域特性を御説明いたします。

13ページです。対象事業実施区域の周辺の鳥瞰図をお示ししています。対象事業実施区域は、中央やや左側の矢印の部分にございます。スクリーンでは、北が下、南が上になっておりますので御注意をいただきたいと思います。南に富士山を望む地域であり、富士山の裾野から水を集めた桂川が、西の御坂山地と、東の道志山地の間を北東方向、つまり手前側に流れています。対象事業実施区域は畑、水田として利用されており、近傍には水田、畑が多く、少し離れて集落が分布しています。西側には中央高速道路の盛土区間が位置しており、南西側は富士吉田西桂スマートインターがあります。また、近傍では、富士吉田市環境美化センターが稼働しており、ごみの焼却処理を行っています。

14ページをお願いします。御覧のとおり、御坂山地と道志山地に挟まれた谷に位置する地域となっております。南西部から桂川沿いにかけては、何層にもなる溶岩流が分布しており、湧水、地下水の豊富な地域となっております。近傍には地下水を生かした公共用の水源井戸も分布して

います。

15ページをお願いします。近くに立地している”富士吉田市環境美化センターの建設時に実施した気象観測結果を見ますと、桂川の谷の方向に沿って春から秋にかけては北東～東北東の風が、冬には南西側の風が卓越していました。近傍の大気常時監視測定局には、「吉田」と「都留」があります。二酸化窒素などの項目は、環境基準に適合しており、大気の状態は良好です。全国的にほとんど未達である光化学オキシダントだけが未達成となっています。

16ページをお願いします。桂川は対象事業実施区域の東の縁を回り込んで、北東方向へ流下しています。水系としては相模川水系になります。水質汚濁に係る環境基準のAA類型に当たりますが、各項目の水質測定結果は、環境基準に適合しています。非常に水のきれいな地域です。

17ページをお願いします。対象事業実施区域には水田雑草群落が分布しており、桂川沿いの一部が、オオモミジ-ケヤキ群集となっています。桂川の東側、桂川対岸の山地斜面には、スギ・ヒノキ・サワラ植林、アカマツ植林が多くなっています。西側は広く水田雑草群落となっています。資料調査の結果、生育の可能性がある保全すべき植物は、維管束植物65科201種の生育記録が挙げられました。また、生息の可能性がある保全すべき動物は、哺乳類22種、鳥類54種、爬虫類4種、両生類6種、昆虫類43種、魚類16種、陸産貝類1種、底生生物6種が挙げられました。植生自然度は高くありませんけれども、対象事業実施区域内、あるいはその周辺に保全すべき動植物が生育・生息している可能性があります。

18ページをお願いします。対象事業実施区域周辺の集落の分布状況です。一般国道139号、いわゆる「富士みち」沿いに集落が見られます。また、南側の小明見、向原に集落があります。北東から南西にかけては、山地森林となっているため、近くに民家等はありません。図中の赤い矢印が、近接した民家の位置を指しております。対象事業実施区域に最も近い民家は、西桂町の上町地区にありまして、敷地境界から距離は約60メートルになっています。次いで、富士吉田市の上暮地地区の民家が近く、距離は約80メートルとなっています。いずれも、敷地境界から近い位置にあり、搬入車両等の通行ルートに面していますけれども、自動車の排ガスや騒音・振動源となっている中央自動車道を挟んだ位置にあります。

19ページをお願いします。景観特性としては、自然豊かな地域にありながらも、集落や人の集まる眺望地点からは、道志山地の西端と中央

高速道路の盛土区間によって隔たっています。対象事業実施区域が直接望める範囲は、眺望地点だけでなく、日常景観の範囲も現状では限られているという状況です。新施設は高速道路から見える位置に建設されますが、高速道路から富士山を望む方向とは、一致していません。人と自然との触れ合い活動の場としては、溪流釣りの人気スポットである桂川沿いが挙げられます。

20ページです。ここからは選定した環境影響評価項目について説明します。

21ページです。新たなごみ処理施設の整備による環境への影響の可能性を踏まえて、方法書で、調査及び予測、評価を行う項目を選定しました。大気汚染、騒音、水質、動物・植物など19項目を選定しています。詳細に行う項目、標準的に行う項目などをそれぞれ記号で示しています。

22ページです。環境影響要因は、「工事中」については、造成等の施工、建設機械の稼働、資機材運搬車両の走行を挙げています。「存在及び供用時」は、敷地及び構造物の存在、施設の稼働、廃棄物運搬車両の走行を挙げています。なお、評価項目の丸囲みの数字は、ここで取り上げた19項目について番号を振ったものになります。まず、大気汚染では、近くに民家がありますので、工事中は、造成等の施工について粉じんを選定しています。また、建設機械の稼働と資機材運搬車両の走行では、二酸化窒素と浮遊粒子状物質と粉じんを選定しています。存在・供用時は、焼却施設から排ガスの排出があるため、施設の稼働では二酸化硫黄等の大気汚染物質を選定しています。また、廃棄物運搬車両の走行では、二酸化窒素と浮遊粒子状物質を選定しています。悪臭では、存在・供用時について、排ガスの排出を伴う施設の稼働と、廃棄物運搬車両の走行の特定悪臭物質、臭気指数を選定しています。

23ページになります。水質汚濁では、工事中の大雨で濁水が川に流れ出す可能性を考慮しまして、浮遊物質と、その濁りが影響する可能性がある水底の底質の粒度組成と有害物質を選定しています。存在・供用時は、生活排水を浄化槽で処理して、河川放流することから、関連する汚濁物質である生物化学的酸素要求量、浮遊物質、全リン、全窒素を選定しています。水象では、敷地や建物の存在による表流水への影響を選定しています。

24ページです。新たなごみ処理施設では地下水を水源とするため、存在・供用時の地盤沈下を選定しています。土壌汚染では、対象事業実施区域内の土壌の状況が未知であるため、工事中の造成等の施工では土

壤環境基準項目を選定しています。また、焼却施設の排ガスや焼却残渣にはダイオキシン類が含まれるため、存在・供用時には、施設の稼働のダイオキシン類を選定しています。日照阻害では、煙突ほか、背の高い構造物ができるため、存在・供用時の敷地及び構造物の存在を選定しています。地形・地質では、対象となる学術上注目される地形などが事業地周辺に認められなかったため、選定しておりません。植物・動物・生態系については、工事中と供用時に、それぞれ影響要因が発生する可能性があることから、評価項目として選定しています。

25ページです。人と自然との触れ合い活動の場では、桂川の下流側で釣りや散策利用があることから、工事中の濁水の流出の可能性を踏まえて選定しています。廃棄物・発生土、大気汚染物質・水質汚濁物質、温室効果ガス等についても評価項目としています。放射線の量については、周辺での空間放射線率も低いことなどから選定していません。地域交通は、山梨県のガイドライン（山梨県環境影響評価等技術指針）にはありませんけれども、独自に選定しています。ごみ処理の広域化、施設の集約化により、廃棄物運搬車両の走行台数が現状より増加します。廃棄物運搬車両の走行ルート近くに小学校、中学校があり、通学路にもなっていることから、評価項目としております。

26ページです。続いて調査及び予測の方法について御説明します。

27ページです。まず、大気汚染についてです。環境大気は排ガスに関わる二酸化硫黄などの項目について、対象事業実施区域1地点と周辺を代表する4地点の計5地点で、4季、各7日間調査を実施します。粉じんのみ対象事業実施区域1地点で1ヶ月間、4季の調査を実施します。なお、粉じんは降下ばいじんの調査を行います。沿道大気は二酸化窒素と浮遊粒子状物質について、走行ルート沿道の5地点で4季、各7日間実施します。交通量は平日及び休日の24時間です。地上気象は、風向・風速などの項目について、対象事業実施区域1地点で1年間行います。上層気象は対象事業実施区域1地点で、4季、各7日間、1日8回実施します。

28ページです。こちらが大気質の調査地点及び予測地点になります。桂川の谷に沿った風が卓越することを念頭に置きまして、集落や住宅地、学校がある場所に調査地点・予測地点を配置しています。住居等が存在していない東側から南東側にかけては調査地点を設けておりません。排ガスの拡散予測は、半径1.8キロの範囲で面的に行い、予測地点は現地調査地点と最大着地濃度地点とします。

29ページです。大気汚染の予測は御覧のとおりです。大気拡散式や

技術手法に示された計算式などにより定量的に予測を行います。

30 ページです。悪臭は、特定悪臭物質濃度と臭気指数について、対象事業実施区域1地点と周辺を代表する5地点で、夏季に調査を行います。

31 ページです。こちらが悪臭の調査及び予測地点です。対象事業実施区域以外は、排ガスの拡散を想定していますので、環境大気の調査地点と同一となっています。なお図示していませんけれども、排ガスの最大着地濃度地点についても、予測地点といたします。

32 ページです。騒音、低周波音、振動は、環境では対象事業実施区域1地点と直近民家付近の1地点で、平日及び休日に各1回、24時間の調査を行います。環境騒音に合わせて、低周波音の調査もを行います。沿道では、車両の走行ルート沿いの5地点で、平日及び休日に各1回、6時から22時に調査を行います。

33 ページです。こちらが騒音、振動、低周波音の調査及び予測地点です。対象事業実施区域の敷地境界と、直近の民家の位置、搬入車両の通行ルートに配置しております。

34 ページです。騒音、低周波音、振動は計算式などによる定量的な予測を行います。なお、表から漏れてしまいましたが、表の一番下、「存在・供用時」の施設の稼働のところでは、低周波音の予測も行いますので訂正いたします。予測地点は現地調査地点と同一としています。またこれも記述が漏れておりましたけれども、「工事中」の造成等の施工、建設機械の稼働及び「存在・供用時」の施設の稼働については、敷地境界線上で値が最大となる地点についても予測を行います。

35 ページです。水質汚濁は、生物化学的酸素要求量などの項目について、4季各1回調査を実施します。濁水に関わる浮遊物量については、降雨時の2回調査を行います。対象事業実施区域内の土質と対象事業実施区域下流側の底質については、1地点1回の調査を実施します。水象は桂川の流量について、水質汚濁と同時に調査を行います。地下水位は、3地点で1年間調査を実施します。

36 ページです。こちらが水質汚濁、水象、土壌汚染の調査及び予測地点です。桂川は、対象事業実施区域の上流側で合流しているため、それぞれ2箇所調査を行います。地下水位は対象事業実施区域内の観測井1地点と、周辺にある2地点の水源井戸で調査を実施します。

37 ページです。工事中の濁水については、汚濁負荷量等を推定し、解析等により予測を行います。施設の稼働については、施設排水の水質と放流量の想定から、完全混合式により定量的な予測を行います。水象

は、表流水と地下水について、集水面積、取水量、環境保全対策等を踏まえて定性的な予測を行います。水質及び表流水の流況の予測地点は、下流側の現地調査地点となります。

38 ページです。地盤沈下は、地下水の調査結果を踏まえて定性的な予測を行います。

39 ページです。土壌汚染は土壌環境基準項目とダイオキシン類について、対象事業実施区域1地点と周辺4地点で1回調査を行います。大気汚染の予測結果を踏まえて、定性的な予測を行います。なお、記述が漏れていましたけれども、予測は現地調査地点だけでなく、排ガスの最大着地濃度地点でも行います。

40 ページです。こちらが土壌汚染の調査及び予測地点です。対象事業実施区域以外は、環境大気の調査地点と排ガスの最大着地濃度地点となります。

41 ページです。日照障害は、日影が最も長くなる冬至日か、その前後で調査を行います。日影図や天空図の作成により予測を行います。

42 ページです。こちらが日照障害の調査及び予測地点です。朝は東側の山に日が遮られます。昼から夕方にかけては、北から東に影が落ちますが、そちらには民家や農地がありません。民家や農地がある北北西側を調査・予測地点として選定しました。

43 ページです。植物・動物は、対象事業実施区域内と周辺200メートルの範囲において、1年を通じた季節ごとにそれぞれの項目の適期に調査を実施します。なお、猛禽類については2繁殖期の調査を実施します。

44 ページです。こちらが植物・動物、生態系の調査及び予測範囲です。対象事業実施区域内と周辺200メートルの範囲としますが、猛禽類については概ね半径1kmの範囲とします。

45 ページです。植物・動物は、生育地点、生息環境と事業計画との重ね合わせや類似事例等の引用、解析により予測を行います。生態系は、植物・動物の調査結果を踏まえて、類似事例等の引用、解析により予測を行います。

46 ページ（44 ページの再掲）は飛ばしまして、47 ページになります。景観は、景観写真の撮影を、日常的な視点場、4地点と主要な眺望点2地点で、展葉期と落葉期に実施します。

48 ページです。こちらが景観の調査及び予測地点です。日常的な視点場として、国道沿い、高速道路上、学校、展望地点を選定しています。図には入りきっておりませんが、左上にあります、よく知られた眺望地

点である三ツ峠山の上でも調査を行います。いずれも新施設ができたときには眺望できることを踏査等で確認しております。

49ページです。人と自然との触れ合い活動の場は、活動の場の状況及び利用状況について、対象事業実施区域の下流側の桂川で春季と秋季に調査を実施します。予測としては、利用状況や事業計画等を踏まえた検討になります。

50ページです。こちらが人と自然との触れ合い活動の場の調査及び予測地点になります。桂川は、周囲から深く落ち込んでおりまして、アクセスしにくい場所が多いため、下流側の釣り場として利用しやすい範囲を選定しています。

51ページです。地域交通は、交通量、交通渋滞の状況について、平日及び休日の各1日間調査を実施します。予測は工事中と供用時について、交差点の飽和度を算出し、検討いたします。

52ページです。こちらが地域交通の調査及び予測地点です。車両の通行が集中する通学路ともなっている2地点を選定しました。

53ページです。廃棄物・発生土は、工事中と供用時において、廃棄物の発生量や再資源化等の量について、事業計画を踏まえて予測を行います。大気汚染物質や水質汚濁物質は、供用時の排出量や排出抑制対策などを踏まえて、予測を行います。

54ページです。温室効果ガスは、工事中と供用時について、温室効果ガス排出量を算出し、排出抑制対策を踏まえて予測を行います。

続いて、評価の方法を御説明いたします。

56ページになります。実行可能な範囲で回避・最小化・代償の方針に沿った対策が適切にとられているかどうかにより評価を行います。また、予測を数値化できる項目に関しては、予測結果と環境保全上の目標の整合性が図られているかにより評価を行います。

方法書に関する説明は以上です。御清聴ありがとうございました。

(坂本会長)

どうもありがとうございました。これから質疑応答に入りますが、それぞれ委員の皆様が専門の部分を検討している間に、私から全体について確認したい部分がありますのでよろしくお願ひします。

施設の規模や、運搬などに複数案という考え方をおっしゃっていましたが、その複数案と準備書との関係なのですが、複数案をそのまま何種類かで環境影響を評価するという意味ですか。

それから、調査の途中で、それらが変わることもあるということです

か。まず、お聞きします。

(株式会社環境技術センター 味澤部長)

複数案の具体的な内容については、調査を行いながら検討するつもりです。

(坂本会長)

そうしますと、この審議会には、どのようなタイミングで御連絡いただくつもりでしょうか。準備書が出るまで、連絡はないということでしょうか。

(株式会社環境技術センター 味澤部長)

建物の高さや、煙突の位置などの具体的な複数案の選定はこれからになりますので、その通りです。

(坂本会長)

そういうことで、複数案でそれも具体的ではない段階で皆さんに検討いただくということになってしまうかと思えます。

それから、2点目は、事務局に対する質問かもしれませんが、環境影響評価項目については、火力発電所を参考にするということです。この施設は、条例に基づき環境影響評価を行う事業ですが、条例として標準的な項目を指定していないか。

それから県では、廃棄物処理施設についても、何か委員会があると思うのですが、それとの関係でどうなっているか。わかる範囲でお願いします。

まずは、火力発電所の項目を参考にするというのは県からの指示なのか。それとも、条例対象の廃棄物処理施設として標準の項目が示されていないのかということです。

(事務局 伊藤副主査)

環境影響評価項目の選定にあたっては、山梨県環境影響評価等技術指針に基づき1つひとつの項目について、必要かどうか個別に判断するのが通常の流れです。今回の事業者は、法の火力発電所の参考項目を参考に項目を選定しているのですが、それはこちらの定めたものに従ったというわけではなく、事業者が選んだ項目の選定方法です。

(坂本会長)

わかりました。条例に基づくアセスでは、事業種ごとに項目をはっきり規定しているわけではないということですね。了解いたしました。

もう1つの質問は、廃棄物処理施設の委員会もありますよね。別の部署かもしれないですが、それとの関係はいかがですか。

(事務局 中川課長)

環境整備課が所管している廃棄物の焼却施設等の審議を行う検討会のことだと思いますが、今この場で確認ができないので、改めて、皆様方に御連絡させていただきます。よろしいでしょうか。

(坂本会長)

わかりました。

それでは、委員の皆様からの質疑を受けたいと思います。まずは会場の委員からお聞きし、その後、Web参加の委員にお聞きしたいと思います。それでは会場の委員から、質問・意見等がございましたらお手を挙げください。Web参加の方は、ミュートのまましばらくお待ちください。石井委員お願いします。

(石井委員)

景観・風景のところで、まずお聞きします。やり方としては、おそらくこれぐらいが普通なところなのですが、フォトモンタージュを作るといったときに、どういうバリエーションで検討されるのか、今お考えがあれば教えてください。

(坂本会長)

バリエーションというのは、具体的にどういうことでしょうか。

(石井委員)

例えば、煙突の高さ変えるのか、位置を変えるのか。今の時代は煙が出ていることはないと思うのですが、煙突から水蒸気が出ていますので、それをどうするのか等、どのような考え方でバリエーションを作って検討されるのかを教えてください。

(坂本会長)

回答をお願いいたします。多分これも火力発電所が参考になるでしょ

うか。よくわからないですが、どういうフォトモンタージュをするか。季節による影響もあると思うのですが、水蒸気が見える時と、見えない時など。もちろん色や大きさとかあると思うのですが、その辺をお願いします。何かの指針に沿って行うというなら、それでもいいです。

(株式会社環境技術センター 味澤部長)

先ほどの御質問と関連してくるのですが、フォトモンタージュのバリエーションといいますのは、複数案をどう用意するのかということにかかって参ります。先ほどの説明にもありましたように、景観への配慮については、重く扱っておりますので、景観に配慮した形で、例えば、煙突の位置ですとか、例えば平面配置ですとか、そういったものの複数案になってくるだろうと思います。ですが、今の時点で複数案が具体的には出ておりませんので、具体的に出た複数案のバリエーションで、景観の予測を行うという想定でおります。

(坂本会長)

それでは標準的にやられているものと、最大のやり方を実施するという理解でよろしいでしょうか。他でやっていることは全部やるという理解でよろしいでしょうか。

(株式会社環境技術センター 味澤部長)

申し訳ございません。もう、一度よろしいでしょうか。

(坂本会長)

フォトモンタージュがあちらこちらで行われているなかで、いろいろな項目・いろいろなやり方がありますが、それを全部集約したような、今現在、技術的に可能な最高のレベルでやるという理解でよろしいでしょうか、ということです。

(株式会社環境技術センター 味澤部長)

焼却施設の具体的な外観につきましては、例えば壁の色や窓の位置、屋根の形状、こういったものは、来年度に基本設計を行います。必ずしもその段階で固まってくるものではございません。実際にはどのようなものが建つか、その時点では具体的な図面は引かれませんが、残念ながら、非常にリアルな鳥瞰図や、合成写真を作ることには叶わないという状況にあります。ですから、標準的な外観で大體このような形で見え

るといような予測にならざるを得ないという状況です。

(坂本会長)

この審議会で他の施設だったのですが、施設のフォトモンタージュはいいのですが、その後に別の法規か何かで黄色いロープを張らなければいけないということについて、この委員会で見落としがあったので、そういうものを含めて示していただく、ということをお願いすればよろしいでしょうか。

(石井委員)

それと、どのようなところが、後々、その他で対処するために操作可能かということも挙げておいていただければ、審議会から、「こういうふうにはできませんか」といような意見がつけられるので、お願いしたいと思います。

(坂本会長)

最初に申しあげましたように、審議会とその複数案との関係があって、決まったことがありましたら早めに連絡いただければ、準備書の作成の前にこちらから意見が言えると思います。これはお願いになると思いますが、よろしく願いいたします。

(石井委員)

あと、簡単に2点ほどなのですが、ここには書いていないのですが、他の事業でもやっていたら、どの範囲で対象物が見えるかという可視領域の範囲の地図は必ずつけてください。

また、人と自然との触れ合い活動の場での関係です。さっきほど一般的な汚水は川へ排水するというお話だったのですが、その排水の出口がどうなっているのかを検討しておいていただきたい。

つまり、排水が川に流れ込んでいるのを目の当たりにすると、「ちょっと」というふうに多分思うようになると思いますので、細かいところですが、そこら辺をしっかりと検討してください。

(坂本会長)

小林先生お願いします。

(小林(富)委員)

植物専門の小林と申します。どのように話をしているのかわからないので、思いつくままに話をしますが、水田地帯というのは、私は非常に難しいのではないかと考えています。一般的な植物層や植生の調査とか、そのようなことで把握できるのかどうかということが、私も経験が不足しているので見えません。

例えば、端的に言うと、ごみ焼却施設の横の水田で取れたお米が流通経路に普通に乘るのかということです。流通価格などが変わらないのか。心情的にもです。ですから、いろいろなことを想定して、調査をしておかないと。ただ普通に、草原や森とかいろいろな植生があるところの調査と同じようなかたちで調査をやっていて、これで予測ができるというようにはならないのではないかと考えます。

例えば、幾つもあると申し訳ないのですが、令和13年度に供用開始の予定ですよ。それまでに工事がいろいろ入るのですが、この周辺の水田は、「それまでには、もうやめよう」という水田がどのくらいあるのかとか、「供用開始になっても続けよう」とする水田はどのくらいあるのかとか、そういうことも、初めに確認をしておく必要もあるのではないかと考えます。ですから、工事が始まってから、いろいろな影響があって、これでは水田で稲はつぐれないということで、辞めていかななくてはならないというような農家が増えていったらどのように対応するのか、というようなこともあると思います。それは関係ないといえば、関係ないのかもしれないのですが、今までの環境と変わるということです。人工的な焼却施設ができたために、今までそこで水田ということで、稲を生育していたことが、何かしらの影響を受けて、うまくできなくなるのかもしれない。それはわからないのです。稲は風媒花なので、特に昆虫相とは関わりはないのかもしれないのだけれども、人工的なものができたことの影響によって、病気とか、害虫とか、いろいろなことが、今までと変わるかもしれない。そういうことの想定まで含めて考えないといけないと思います。水田地域は、よく、「この植生は雑草群落だ」なんて書いてしまうのですが、そのような簡単なことではないのではないかと考えます。水田の地域に、こういう人工的な施設を作るということは、そんなに簡単なことではないということを入れて、それに対する方法を考えておかなければならないのではないかと考えます。例えば45ページで、植物の調査地域が200メートルで囲ってあるわけですが、この200メートルの中には、いろいろな、草もあれば、植林したところもあるという場所なのですが、水田も含まれているわけですから、そうすると、その水田もしっかりと調査しておく必要があるのではないかと

思います。どうのお米を作っているのか、酒米なのかとか、どういうサイクルで農作業をしているのかとかです。1回耕作すれば、後は、田んぼの水は落としてしまうとか。農家の方によって、農作業の仕方が大きく変わると思います。隣の田んぼでも、こちらは今の時期、耕起してあっても、こっちはまだ耕起していないとか、いろいろなやり方があると思います。ですから、この200メートルで切るわけにはいかないのです。田んぼをこういう位置で区切って、これだけの田んぼを調査しておかなければならないということがあると思います。それぞれ、どういうリズムというか、どういうかたちで農作業をするのか。1回刈り取ったならば、その後すぐ田起こしして、耕起してしまうとか。いろいろなことによって、変わってくると思うのです。さらに、水田雑草として簡単に位置づけしているが、長期間水の中にあつた水田の土壌というのは特殊な環境ですから、その特殊な環境で、春までの間に生育している植物もあるわけです。それを調査する必要があると思います。それが、田んぼによって違います。ここの田んぼにはあるけれど、この田んぼにはないというものがあります。それから、その中に希少種もあります。1年経たない、その短い期間の中で生育を終えてしまう、そういう希少種もあるので、そういうことについても、一応調査をしておく必要があると思います。

そうしないと、変化がわからないと思います。今まではこうだったのだけれども、これがこういうふうに変化してきたとか。それは、そのあとの、そういうものに影響があるのか、ないのか。調べておかないとデータがないので、影響を受けているのか、受けていないのかも、判断できない、予測できないということになります。どういうふうに説明しているのかわからず、申し訳ないですが、慎重にそういうところを考慮する必要があるのではないかと思います。

(坂本会長)

評価項目に、その他の項目という扱いもありますし、強引かもしれませんが、触れ合い活動の場というのもあるので、その中で「水田が重要だから考えてくれ」という御意見だと思います。今の時点で何か事業者はコメントありますか。

(富士・東部広域事務組合 郷田事務局長)

今回の事業地は、全体で約4ヘクタールあり、そのうち約3ヘクタールが水田となっております。しかし、その水田はほとんどが耕作放棄地

となっております、今は3,000平方メートルぐらいで水稲が行われておりますけども、なぜそうなっているのかというと、ここは鳥獣害の被害が非常に多いところなんです。その周辺（中央道から西側の地域）も同じように、後継者不足で、水田がほとんど耕作されていない状況になっております。

そのような中で、調査は当然植物等々を200メートル以内で行っていきます。その中で、希少種等々もあるのですが、水田の場合には、耕作しているところであれば、毎年耕しますので、そんなに希少なものは出てこないと思うのですが、現状、耕作放棄地帯となっている場所では、その中では希少の植物も発見できるのかもしれませんが、そういうところで、調査は来年度から行っていく予定となっております。

（坂本会長）

今説明されたことは方法書に書いてありますか。耕作放棄地がある云々という話です。

（富士・東部広域事務組合 郷田事務局長）

そこまでは、記載しておりません。

（坂本会長）

それでは、委員の話されたことを反映できることがあれば、触れ合い活動の場でもいいし、その他の項目でもいいし、そこで何か今のお話のようなことを触れるようにして、また、お話の中で風評被害的に対することもあると思うので、その辺も含めて、広い範囲で検討いただけたらと思います。

岩田委員お願いします。

（岩田委員）

山梨大学の岩田です。私が当該地域で最も気になるのは、下流の湧水群なのですが、特に、少し下流に、浅間神社の湧水ですとか、小沼の湧水群というのがあるかと思うのですが、その地域の水象、水質と、生物多様性を評価対象に含めていない理由を教えてくださいたいのです。もちろん距離はあるのですが、それら进行评估していない、その理由を教えてください。

（株式会社環境技術センター 味澤部長）

御指摘のように、下流側に重要な、有名な湧水がございますが、今のところは、地質のボーリング調査の結果などを確認する中からは、そのような離れた場所までには、地下水の影響が及ばないのではないかと思います、入れておりません。

(岩田委員)

わかりました。そうしますと、地下水位の予測方法などでは、定量的な予測はできないと書いておられるのにもかかわらず、影響がないというようなところに少し矛盾が生じてくるようにも思います。ですので、まず、評価項目に加えるべきということを、しっかりと検討していただいて、かつ、文献調査等でもいいと思いますので、揚水量、日量67トンですか、この最大揚水量では、そちらに影響があるのかないのかというようなところを評価していただくことを検討いただきたいと思います。

それから、いくつか細かなところで、記述内容がおかしいところが見受けられました。例えば、要約版の91ページ、92ページですと、BODと全窒素・全リンを測ると書いているのだけれども、方法のところには全窒素・全リンの記述が抜けているとか、要約版の94、95ページの記述内容も、何か少し変な記述になっています。

具体的には、95ページの水象の表流水について、「定量的な予測が困難であることから予測とした」と日本語で少しおかしい表現がされているところが所々見受けられます。

要約書91、92ページですと、環境影響評価項目の選定・除外理由でBOD、SS、T-N、T-Pを測ると書いているのに、調査方法ではBOD、SSしか書いていないなど、そのようなところが結構散見されますので、整合をとっていただければというように思います。

(坂本会長)

後で気が付いたところをメモして事務局に送ってください。

(岩田委員)

わかりました。

また、環境影響評価の回避・最小化・代償というものに沿って予測評価を行うというのと、環境基準に則っていることを基準とするというのはあるのですが、やはり現在の環境の状況から、どれぐらい事業による影響が見られるのかというようなところで、評価すべきだと思いますので、環境基準に則っているというのもそうですが、最小化という観点を

メインに評価を行っていただくように、お願いしたいと思います。そういう意味で、事業所の上流から下流まで調査地を配置されているのはとてもいいことだと思いますので、そのデータをフルに活用していただきたいと思います。

(坂本会長)

今のは御意見ということですか。

それから1点、追加なのですが、取水と、湧水群との話です。まず、水質が完全に同じかどうか調べれば、同じ水脈かどうかとわかると思います。水質というのは、地質学的なカルシウム、カリウム、ナトリウム、マグネシウム等を比べて、もし違っていたら、それは1つ安心材料になるかと思います。

(事務局 中川課長)

すいません。事務局から、先ほど小林先生から出た風評被害のことについて、一言発言させていただいてもよろしいでしょうか。

先生がおっしゃっている御心配というのは、非常にありがたいことですが、今回の方法書の中でも、例えば煙突から出てくるダイオキシン類などの項目について、最大着地濃度やそれを用いた確認なども計画していて、数値的なもので、御心配ないということを、住民の皆様等々に御説明できるものと思います。

加えて、廃棄物処理法でも、この施設については、適切な基準に則って設計していただくものですので、周りに非常に大きな害を与えるという施設ではないですので、風評被害が起こらないような対策というのは、行政の方でしっかりと対応していかなければならないと思いますので、その点は、一言申し添えさせていただきます。

(坂本会長)

小林(拓)委員、お願いします。

(小林(拓)委員)

山梨大学の小林です。大気関係ですが、微小粒子状物質が入っていないのは何か意図的なことなのでしょうか。いわゆるPM2.5です。それが、まず1つ目の質問です。

(株式会社環境技術センター 味澤部長)

はい。そのとおりで、微小粒子状物質を入れておりません。といいますのは、他のアセス事例でも、私どもが経験した事例でもそうなのですが、アセスで行われるPM2.5の予測・評価の部分では、焼却施設は主要なPM2.5の排出源にはなっていないということが、文献調査の結果から結論づけられることが大変多くなっております。ですので、それを見越してといいますか、現地調査で現状を把握することも行いませんし、予測・評価にも取り上げていないというのが、実際のところであります。

(坂本会長)

煙突について、複数案ということですが、それぞれPM2.5はこれしか出ない、ということを書いていただければいいと思います。ですから調べなければならないということです。

(株式会社環境技術センター 味澤部長)

それは今のところ想定しておりません。

(小林(拓)委員)

PM2.5がどのくらい出るのかということは、文献値等でわかると思いますので、まずは、調べられた方がいいと思います。

また、事業予定地が谷地形であるとともに、山梨県は冬場晴れて、逆転層がかなり発達しますので、予測の手法で大気拡散式を使う、これはパフ式やプルーム式を使うということになるかと思うのですが、この地形や逆転層の影響をしっかりと評価できるのでしょうか。

(株式会社環境技術センター 味澤部長)

まず、地形につきましては、数値標高地図を使って地形を再現した上で、煙流の補正という形で、地形のプルーム・パフ式を使った地形の補正を行います。それから、逆転層ですとか、ダウンウォッシュですとか、そういったものは特殊な気象の条件として入力をして、拡散式で扱う予定であります。

(坂本会長)

条件を入れるのはいいのですが、こういったやり方をするのか、過程等の方が重要ですので、そこを次回、わかる範囲でお示してください。

後藤委員お願いします。

(後藤委員)

特に大きな意見はないのですが、38ページに地盤沈下の調査方法とあるのですが、具体的な測定方法が書かれていません。どうやって地盤沈下を調査されるか、その手法を教えてくださいと思います。

(株式会社環境技術センター 味澤部長)

地盤沈下は、まず、資料調査を行いまして、周辺で地盤沈下が起こっている記録があるかどうかを確認します。その上で地盤沈下が起こっているような場所があるようであれば、そこを踏査して実地で確認するという方法です。

それ以外には踏査を行いまして、地盤沈下で見られるような、抜け上がりがどうかを確認して回るといふ、踏査をベースにした調査を考えております。

(後藤委員)

わかりました。

(坂本会長)

この審議会はそれぞれ専門家の委員がいらっしゃるもので、調査方法についても議論できますので、技術的なことは、なるべく、この審議会に出すようにしてください。

高木委員お願いします。

(高木委員)

私は騒音・振動を担当しているのですが、この場所では、「おそらく中央高速道路の影響がものすごく大きいのでほとんど問題ないだろう」とする結論について、あまり問題がないであろうということは何となくわかっているのですが、実際に調査をするときに、少し私もよくわかっていないのは、高速道路というのは季節、曜日、時間帯によって、当然騒音などが多かったり少なかったり、走行台数の大小などにも影響されるのではないかと、思っています。

うがった言い方をすると、高速道路の交通量が多いときに調査をしたら、事業による影響がほとんどなくなるというのは明らかなのですが、逆に、高速道路が特殊な状況は別として、交通量が非常に少ないときに調査をすると、結構影響が出てくるということもあり得るので、その辺

を考慮して、調査日を決定してください。

それからもう1つ、いつもこの手の処理施設について、電気は発電して使うというのは、最近ではもう普通なのですが、排熱が相当出ているはずなのですが、この排熱を使う方法は検討できないでしょうか。通常外国ですと地域冷暖房に使うわけですが、日本ではそれは難しいのはわかっておりますが、たまたま近くに小・中学校があるので、この辺でうまく使う方法をぜひ検討していただければと思います。

(株式会社環境技術センター 味澤部長)

最初の騒音のお話ですが、調査はできるだけ中央高速道路の交通量が平均的な、普通の日を選んでやる予定でおります。特別交通量が多い日に調査するということはございません。また、少ない日はどうするのかといいますと、敷地境界と近接民家については、24時間測定いたしますので、その中で夜中の音の静かなときと、昼間の交通量が多いときとで比較ができます。その中で、少ない日の影響についても、垣間見ることができると考えております。

(坂本会長)

わかりました。交通量は高速道路の管理者等で調べているはずなので、交通量の少ないときを選んで調査するようなことを考えていただければいいかと思えます。

(高木委員)

排熱利用についても、回答をお願いします。

(富士・東部広域環境事務組合 滝口参与)

排熱利用につきましては、現在も近隣の焼却工場で発電施設を設けて発電しております。今回の計画としましては、広域化のメリットを生かして、ごみ量が多くなるということもありますので、より発電効率がよい施設を考えております。もちろん余熱利用というやり方もあるのですが、今の考えとしましては、熱エネルギーはすべて発電にまわしていくという考えでおります。地域に関しては、発電した電気を地域に供給することによって、地産地消のような考えでやっております。ですので、直接、余熱・蒸気を地域に配るといったような形は、今は考えておりません。

(坂本会長)

環境影響評価にあたっては、悪い環境影響のことを調査・記載するだけでなく、今おっしゃったような、いいこともあるということも含めて、書いていただければありがたいと思います。

湯本委員、お願いします。

(湯本委員)

文献調査ということ、度々おっしゃっておりますが、なかなかこの地域の文献というのは、無いのではないかと思います。それで、こういうときにしっかりと調査をされるということですので、その調査結果については、希少種だけではなく、全種についての公開をお願いしたいと思います。

(坂本会長)

ありがとうございます。調査は4年間やるということでしょうか。先ほどの説明資料では、4年間のように見えたので、その間に、なるべく多くの資料を集めていただければありがたいと思います。

(株式会社環境技術センター 味澤部長)

実際、動・植物の現地調査期間は、1年でございます。4年間は、環境影響評価の方法書手続～評価書手続までの期間ということでございます。

(坂本会長)

その辺について、それで十分かどうかという話は、こちらで考えていきたいと思います。

佐藤委員お願いします。

(佐藤委員)

私は鳥の担当です。説明資料46ページに植物・動物の調査地点について図示されていますが、一般的な鳥類についてはこの小さい方の破線のエリアで、特に問題は感じません。

ですが、猛禽類の方ですけれども、これも要約書の中でも示されているのですが、調査ポイント等は示されていないので、しっかりと検討して、特に東側の山地側のエリアをきちんと調査していただくということを承知してもらえればと思います。

それともう1点、説明資料50ページに、私は直接の担当ではありませんが、人と自然との触れ合いの活動の場ということで、赤い破線で調査地域を指定していますが、理由は本文にありますけれども、鳥類の調査は、当然事業地周辺において集中して行われるわけです。もちろんこれは何かあったときに影響があるかもしれないという想定だと思いますが、当然、河川についてもそれはもちろんそうなので、事業地周辺の河川エリアを除いているのはなぜですか。

(株式会社環境技術センター 味澤部長)

事業地周辺については、魚類、あるいは水生生物についても同様に、周辺の200メートル地点の調査を行います。こちらで示しているのは人と自然との触れ合い活動の場ということで、釣りの利用に絞った調査は、水質にも影響があるとすれば下流側まで影響がおよぶという形になりますので、下流側に伸ばして調査をしています。

(佐藤委員)

御承知と思いますけれど、日本の河川というのは等しく国民の財産なのですが、人が河川に立ち入って利用するのは釣り人に限らないわけです。自然観察する人もいれば、いろいろな方たちがいらっしゃるわけですから、釣り人にだけこだわって、こういうふうにするこの意味がよくわからないです。河川利用ということを考えれば、町民が利用するにあたって、きちんと公平に調査していただきたいと思いますが、見解をお願いします。

(株式会社環境技術センター 味澤部長)

動・植物の調査範囲を、周辺200メートルに限った理由としましては、焼却施設にかかる直接的影響、あるいは間接影響のほとんどは、この200メートルの範囲で起こるであろうという想定によるものです。それを超えて広い範囲に影響することは基本的にはないだろうというふうに考えています。ただし、河川については、処理水を放流するということがございますので、その下流側は長くにわたって影響が出る可能性がございます。ですから、それに関係する触れ合い活動の場だけ長く伸ばしているということです。

(佐藤委員)

質問と回答が、少しズレていると思うのですが、この事業地のすぐ東

側にある深い谷を昨年現地調査で確認しましたが、そこを調査エリアになぜ入れていないのですか、という質問です。この人と自然との触れ合いの活動の場の調査範囲としてです。

(株式会社環境技術センター 味澤部長)

失礼いたしました。対象事業実施区域のすぐ脇の桂川の部分は、かなり地形が急峻で、なかなか釣り人でも訪れることが難しいのではないかと考えています。胴長ズボンを履いて、沢沿いにずっと歩いていかないといけませんし、特に釣り人の多く集まる西桂町の下流側の場所から上流へ行くには、途中で堰堤等があったりして、なかなか川沿いを上がって行くことが難しい地域ですので、対象事業実施区域のすぐ近くでは、おそらく釣りの利用はないだろうと想定したものです。

(佐藤委員)

先月の現地調査のときに、私達はこの桂川に面した外周を見ましたけれども、あそこが今後の工事によって完全に立ち入り禁止にならないのであれば「人が河川に容易にアクセスできる地形」だと私は受け取りました。また、事業地に、川に向かった斜面がありますが、半分ぐらいヒノキの植林だったと思いますけれども、あれは残して欲しいという話は現地でさせていただきました。

その辺のことも含めて、当然範疇に含めるべきではないのかという、その好きな人にとっては、地形が険しいことはあまり関係ないですから行くと思います。

(坂本会長)

もし範囲に含められないのであれば、今おっしゃったようなことや、ここをこう入れないようにするとかも含めて書いていただけるといいと思います。人が入ってないということはよく釣れるということかもしれませんので御検討ください。芹澤委員ありますでしょうか。

(芹澤委員)

特にございません。

(坂本会長)

北原委員お願いします。

(北原委員)

昆虫が専門の北原です。昆虫の調査手法について、意見をさせていただきます。要約書の112ページを拝見させていただいたのですが、調査手法の直接観察法、任意採集法というのですが、その時期と回数が春季、初夏、夏季、秋季の計4回なのですが、これですとそちらで挙げていただいた保全すべき種の中にある種がすべてカバーできない回数です。

具体的に言うと、例えば、挙げていただいたギンイチモンジセセリは5月下旬に出るのです。そして、6月の頭にアサマシジミが出てきて、6月中旬頃からヒョウモンチョウが出てくるということで、すべての種をカバーするために計4回では、これらの保全すべき種をモニターできないと思います。それで、理想的なのは、春に1回、6月の上から中旬に1回、6月下旬から7月上旬に1回、7月下旬から8月に1回、秋に1回の計5回くらいやっただけであれば、すべての希少種をカバーできるのではないかとということで、調査回数を検討いただきたい、ということが1つです。

もう1つは、その直接観察法で、任意の場所を踏査するとあるのですが、このとき是非お願いしたいのは、すべての植生景観を歩いていただいて、調査していただくことはしていただきたい。もちろんすべての動物がそうですが、環境選好性があるので、すべての環境をカバーしなるとなかなか全種をカバーできないということがあると思います。その点を御配慮いただきたいと思います。

もう1点、できればオオムラサキというチョウは、成虫期にモニターできなくても、越冬期に食樹の根元を探すと幼虫が見つかることがあります。ですから、できれば種によっては、越冬期の調査もしていただければ、より精度の高いデータが集まると思います。

(坂本会長)

事業者はコメントありますでしょうか。動物ですと、たまたま居る・居ないという話になってしまうので、先程の1年間ということは言わないで、最初は毎月調査してみて、次の年に不要な月を省いていくということを、私でしたら、やってもいいのかなと思います。1年間と決めず、柔軟に、頻度や期間を多くすることはやった方がいいのかなと思っています。

今、一通りの委員にお聞きしましたが、もう1回全体を通して、何か御意見・御質問がございますでしょうか。では一応、今日出てきた資料については、御意見等ないということで。これは方法書の検討ですの

で、調査方法等を専門家の目で見えて検討するということですので、そのような観点でもう1度追加できる資料があれば追加してください。

それから、先ほど、文献調査ということも話に出たのですが、今、例えば、環境省等で推奨している方法があったとしても、それと比べて、専門の方々が知っている、もっと良い方法にはタイムラグがあると思うので、できればマニュアルにとらわれず、「もっといい方法がないか」ということも考えていただければ、こちらとしても「いいね」ということが言えると思いますので、よろしく御検討ください。

全体を通しての意見はよろしいですか。それでは、出尽くしたようですので、以上で質疑応答・意見交換を終了したいと思います。本日の審議は終了させていただきます。今日回答できなかったこと、それから今日欠席の委員についての話は、事務局からあると思います。

以上です。では事務局、お願いします。

(司会 小野総括課長補佐)

委員の皆様には、貴重な御意見を賜るとともに、議事進行に御協力いただき、ありがとうございます。また、坂本会長には、議事の円滑な進行をいただきまして、誠にありがとうございます。それでは、次第に戻りまして、「3 その他」について、事務局からお願いします。

### 3 その他

(事務局 樋川課長補佐)

事務局より今後について御説明させていただきます。

本日の冒頭に御説明したとおり、次回の審議会では、知事意見の素案について御審議いただきたいと考えておりますが、正しく皆様の御意見や事業者の受け答え・考えというものを反映させるために、事務局にて本日の議事録を作成いたしますので、作成できたところで皆様にメールをお送りいたします。議事録が届きましたら、御自身の発言について誤りがないか確認いただきますようお願いいたします。

また、追加の御意見・御質問がございましたら、概ね1週間程度、来週2月6日頃を目途に事務局の私または伊藤宛に、ベタ打ちで構いませんのでメールをお送りいただければ、それも反映したいと思っています。

事務局では皆様からの追加の御意見・御質問に加え、本日欠席された委員からの御意見・御質問を取りまとめて、事業者の方にお送りさせて

いただきますので、事業者におかれましては、それらの意見・質問について、回答の作成をお願いします。県では、委員の皆様のご意見や事業者の回答を踏まえて、知事意見の素案を作成し、次回の審議会でお示しさせていただきます。なお、次回の審議会は2月下旬を予定しておりますが、正式な場所や日程は、後日、通知をさせていただきますので、通知が届きましたら出欠について回答をお願いします。事務局からは以上です。

(坂本会長)

先ほどの2月6日までに云々ということは、また改めて全員にメールをいただけるという理解でよろしいですか。

(事務局 樋川課長補佐)

はい。メールをお送りいたします。

(司会 小野総括課長補佐)

では、せっかくの機会ですので委員の皆様から何かありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、山梨県環境影響評価等技術審議会を終了いたします。御審議いただきまして、ありがとうございました。

本日はどうもお疲れ様でした。

(了)